

台風19号で被災された方へ

「介護保険料」を減免

町では、台風19号で被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

町では、台風19号で被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

◇減免対象と割合

減免の対象となる方	減免の割合	申請の有無
居住する住家が全壊の損害を受けた方	全額	申請は必要ありません
居住する住家が半壊または大規模半壊の損害を受けた方	半額	
主たる生計維持者が死亡、行方不明または重篤な疾病を負った方	全額	申請が必要です
主たる生計維持者が業務を廃止した、または失職し現在収入がない方	収入の減少割合や所得に応じて減免されています	

▽申請期限

令和2年3月31日

◆問い合わせ

町長寿福

課介護保険係 (82-82)

3111内線13

▽減免となる保険料

第4期分、第6期分

(令和元年10月12日)

2年3月31日に納期限

が設定されているも

の)

申請期限

令和2年3月31日

問い合わせ

町長寿福

課介護保険係 (82-82)

3111内線13

1月20日から開始 コンビニで証明書を交付

町では、1月20日から証明書コンビニ交付サービスを開始します。このサービスを利用すると、マイナンバーカードを使用し平日はもちろん早朝や深夜、土・日曜日、祝日も全国のコンビニエンスストアで住民票の写しなどの証明書を取得することができます。本籍が町内にある人は、町での住民票の有無に関係なく戸籍謄抄本および戸籍の附票の写しを取得できます。

※取得できる戸籍は現在のもののみとなります。

※町外住所の人は、審査のため交付まで数日かかります。

▷利用方法 ①マルチコピー機のタッチパネルで「行政サービス」を選択する②マイナンバーカードをマルチコピー機にかざし4桁の暗証番号を入力する③必要な証明書を選択し交付手数料を支払う

▷利用する際に必要なもの ▶マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書付きのもの)▶4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書の暗証番号)▶証明書交付手数料

※利用者証明用電子証明書が付いていないマイナンバーカードをお持ちの人は、町民課窓口で付けることができます。

※コンビニ交付サービスは証明書手数料の免除に対応できないため、免除に該当される方は、町民課窓口をご利用ください。

▷利用できる時間 午前6時半～午後11時(12月29日～1月3日を除く)

▷利用できる場所

コンビニ交付サービスが利用できるマルチコピー機を設置しているコンビニエンスストア(セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなど)

▷注意事項

暗証番号を連続して3回間違えると、不正利用防止のためマイナンバーカードが利用制限されます。(制限の解除は、マイナンバーカード所有者本人が町民課窓口で解除の手続きを行います)

◆問い合わせ 町民課住民記録係 (82-3111内線122、124) へどうぞ。

◇取得できる証明書の種類・手数料

証明書の種類	手数料
住民票の写し	300円
印鑑登録証明書(印鑑登録済みの人のみ)	300円
戸籍謄抄本(現在のもののみ)	450円
戸籍附票の写し	300円
所得課税扶養証明書	300円

地域防災計画 意見を公募

町では「地域防災計画」に対する意見公募(パブリックコメント)を行っています。

▽計画案公表場所 町ホームページ、町役場1階町民ホール

▽意見を提出できる人 ▼町内在住者▼在勤者▼在学者▼町内に事業所を有する人

▽記入事項(必須) ▼タイトル(メールの場合は件名)「山田町地域防災計画(修正案)」に

対する意見等▼氏名▼住所▼連絡先▼意見本文▼勤務先(在勤者のみ)▼就学先(在学者のみ)▼事業所名(町内に

事務所を有する人のみ)

▽提出様式 ホームページに掲載(記入事項を満たしていれば任意の用紙でも可)

▽提出方法 直接お持ちになるか、郵送、ファクスまたは電子メールで提出

▽提出期限 1月31日

◆提出先・問い合わせ 町民課危機管理室(〒028-1139山田町八幡町3番20号)

82-3111内線415、429/ファクス82-4989/メール bousai@town.yamada.iwate.jp) へどうぞ。

9/メール bousai@town.yamada.iwate.jp) へどうぞ。

9/メール bousai@town.yamada.iwate.jp) へどうぞ。

9/メール bousai@town.yamada.iwate.jp) へどうぞ。

9/メール bousai@town.yamada.iwate.jp) へどうぞ。

9/メール bousai@town.yamada.iwate.jp) へどうぞ。

9/メール bousai@town.yamada.iwate.jp) へどうぞ。

9/メール bousai@town.yamada.iwate.jp) へどうぞ。

9/メール bousai@town.yamada.iwate.jp) へどうぞ。

9/メール bousai@town.yamada.iwate.jp) へどうぞ。

9/メール bousai@town.yamada.iwate.jp) へどうぞ。

9/メール bousai@town.yamada.iwate.jp) へどうぞ。

9/メール bousai@town.yamada.iwate.jp) へどうぞ。

9/メール bousai@town.yamada.iwate.jp) へどうぞ。

9/メール bousai@town.yamada.iwate.jp) へどうぞ。

9/メール bousai@town.yamada.iwate.jp) へどうぞ。

9/メール bousai@town.yamada.iwate.jp) へどうぞ。

9/メール bousai@town.yamada.iwate.jp) へどうぞ。

9/メール bousai@town.yamada.iwate.jp) へどうぞ。

9/メール bousai@town.yamada.iwate.jp) へどうぞ。

9/メール bousai@town.yamada.iwate.jp) へどうぞ。